

1. 今事務年度の保険分野に関する行政方針について

(環境変化への対応)

- 損害保険をとりまく環境は、大きく変化している。我が国の人口が減少する中、自動車保険の総契約台数も漸減傾向にあり、中でも若年者の減少が顕著となる一方で、IT技術の進化、サイバー等の新たなリスクの出現等に伴い、新たな保険ニーズが出てくる可能性がある。
- こうした経営環境は、自動車保険の販売拡大により収益基盤を強化していくという伝統的なビジネスの限界を示す一方で、損保会社が変化に適切に対応し、求められる保険ニーズに応え続けることで、損害保険の重要性をさらに社会が認識するチャンスでもあると考えられる。
- 特に、もともとデータに基づく知見がビジネスの根幹をなす保険分野の場合、フィンテックが他の分野以上に商品・サービスのあり方を変えていく可能性がある。IT技術の進化等の社会の変化に伴う新たな商品・サービスの開発については、当局としても前向きに対応・協力していきたい。

(ERMの取組み)

- 保険会社はそのサービスの向上や新商品の開発等を実施するにあたり、セグメント別や商品別等でリスクとリターンのバランスを取るといふERM(Enterprise Risk Management)の取組みは、十分考慮すべき点である。
- 今事務年度においても、各社のこうした取組みについてモニタリングを行っており、大手社については商品別等のROR(Return On Risk)分析を実施するなど、一定の取組みが進んでいることがこれまで確認できた。今後はそうした取組みを更に進めて様々な経営判断に活用することにより、健全性の強化とサービスの向上を図ってもらいたい。
- なお、このようなリスクとリターンのバランスを取る取組みは、大手社にとどまらず全ての保険会社において重要であり、規模・ビジネスモ

デルの特性に応じた分析手法や経営への活用等について様々な取組みが考えられる。当庁としても、各社の取組みについて注視していきたい。

- また、米国を襲った大型ハリケーンやメキシコの巨大地震の発生、国内では集中豪雨の発生や大型台風の襲来等、国内外で自然災害リスクが注目される中、元受保険会社のリスク軽減を図る上で適切な再保険管理が求められているところである。各社におかれては、適切な保有・再保険政策の策定や出再先の選定、出再債権の管理をしてもらいたい。

(顧客本位の業務運営)

- 「顧客本位の業務運営に関する原則」は、各社で採択し取組方針を策定いただいているが、これはあくまでもスタートであり、実質を伴う形で定着を図っていくことが重要である。
- 現在、銀行等の各業態においてモニタリングを行っており、保険業界でも生保や大手乗合代理店について、各社の取組方針や具体的な取組みが真に顧客本位のものとなっているかという観点でモニタリングを行っているところである。損保についても、年明け以降いくつかの会社に対してモニタリングを行うことを考えている。
- 各社の取組みについては、KPIの公表等により「見える化」することが重要と考えている。銀行等が公表したKPIのうち好事例と考えられるものについては金融庁のHPで公表しているが、いずれも投資信託に関する指標である。
- 保険についても、一部の生保がKPIを公表しているが、銀行のように複数の会社の商品を販売しているわけではなく、経営管理上使用している内部指標はいろいろとあるものの、その中で顧客にとってわかりやすいKPIとは何かについて、苦労しているように見受けられる。
- 一方で、銀行と同じく複数の商品を扱う乗合代理店であるが、大手の来店型代理店が先ごろ公表したKPIの指標では、いろいろな指標を挙げて、また、各指標の意味するところを丁寧に説明している。
- これらの指標がどう顧客本位かという点については、いろいろな考

え方があると思われるし、また、乗合代理店の指標は、個社商品のみの保険会社に全てが当てはまるものではないかもしれない。損保におけるKPIの設定はなかなか難しいものと思われるが、各社におかれては、引き続きよく考えてもらいたい。

(ガバナンス)

- 保険会社におけるガバナンスの機能発揮状況については、各保険会社に対するプロファイリングを行い、ガバナンスの実効性に懸念のある先に対しては、オン・オフを通じて、深度ある対話を行っていききたい。
- また、近年、大手保険会社を中心として海外進出が増加しており、各社とも、グローバルガバナンスの機能発揮が重要課題となっていることを踏まえ、本事務年度は、今後10年で保険会社が海外にどのように出て行き活動するのかなど、経営戦略において海外事業戦略がどのように位置づけられているかを重点的に確認したいと考えている。
- ガバナンスは、形式ではなく、実質的に機能を発揮することが重要であるため、よりよいガバナンス機能の発揮に向けた対話を行っていききたい。

2. 約款等における「遺伝」に関する記載について

- 先日、全ての生保会社および損保会社に対し、約款および事業方法書等について、「遺伝」関連の文言が残っていないかの調査を行ったところ。
- 調査の結果、約款に4社、事業方法書等に33社、「遺伝」関連の文言が確認されており、その中で、損保会社においても事業方法書で2社が該当した。
- 他方で、全ての保険会社から、現在は「遺伝」関連情報に基づく引受審査や保険料率への反映は行っていないとの報告を受けている。また、「遺伝」等の文言が残っていた保険会社からは、約款等を適切に修正する方針であることが示されている。

- 「遺伝」等、現行の実務において使用していない文言が約款等に残っていることは、そのような情報が引受審査に利用されているという誤解を与えかねず、好ましくないと考えている。保険業界全体として、保険契約者等の誤解を招くことのないよう適切に対応してもらいたい。

(以上)